

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興を中心とした、本市の文化を創造する拠点（以下「文化創造拠点」という。）について、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定その他管理に関する必要な事項を定めることにより、文化創造拠点を構成する施設を一体的に管理し、もって積極的な連携及び機能の融合を図ることを目的とする。

(構成施設)

第2条 文化創造拠点は、次に掲げる公の施設をもって構成する。

- (1) やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）に基づくやまと芸術文化ホール
- (2) 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）に基づく大和市立図書館
- (3) 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に基づく大和市生涯学習センター
- (4) 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）に基づく大和市屋内こども広場

(指定管理者の指定の手續等)

第3条 前条に掲げる公の施設の指定管理者の指定の手續等は、一体的に行うものとする。

(公募)

第4条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に文化創造拠点の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 文化創造拠点の概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(6) 選定の基準

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長等に申し込まなければならない。

(選定基準)

第6条 市長等は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 文化創造拠点を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 文化創造拠点の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 文化創造拠点の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める基準

(選定結果の通知)

第7条 市長等は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

(再選定等)

第8条 市長等は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、文化創造拠点の管理を行うことが不適当であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第4条の規定による次回の公募につ

いては、申し込むことができない。

(指定管理者の指定)

第9条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第11条 文化創造拠点の指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長等と文化創造拠点の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 施設又は設備の原状回復に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌

日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第4条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び文化創造拠点の業務に従事している者は、その管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

第 18 条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成 12 年大和市条例第 19 号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による情報の公開を適正かつ円滑に実施するため、管理業務の内容に係る文書、図画、写真及び電磁的記録を適正に管理するものとする。

(審議会の設置)

第 19 条 文化創造拠点の管理等に関する事項を審議するため、附属機関として大和市文化創造拠点運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、文化創造拠点の管理等に関する事項について調査審議し、その結果を市長等に報告し、又は市長等に意見を述べる。

3 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 11 月 3 日から施行する。ただし、第 1 条から第 8 条まで、第 19 条、第 20 条及び次項の規定は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年大和市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 67 号を第 68 号とし、第 53 号から第 66 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 52 号の次に次の 1 号を加える。

(53) 文化創造拠点運営審議会の委員

第 2 条第 1 項中「第 66 号」を「第 67 号」に改め、同条第 2 項中「前条第 67 号」を「前条第 68 号」に改める。

別表中第 66 号を第 67 号とし、第 53 号から第 65 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 52 号の次に次の 1 号を加える。

53	文化創造拠点運営審議会の委員	日額	8,900
----	----------------	----	-------